

東京都市計画特別工業地区の変更（大田区決定）

都市計画特別工業地区を次のように変更する。

面積欄の（ ）内は変更前を示す。

種類	面積	備考
特別工業地区	約 ha 413.7 (413.8)	大田区特別工業地区建築条例 (平成16年条例第25号) [規制内容の概要] ・大田区特別工業地区建築条例の規定による。
小計	約 ha 413.7 (413.8)	

「位置及び区域は、計画図表示のとおり。」

理由

用途地域の変更に伴い、工業の利便とこれに調和した住環境の保護を図る観点から検討した結果、特別工業地区を変更する。

変更概要

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
大田区大森東二丁目、 大森東三丁目、 蒲田本町二丁目、 仲六郷一丁目、 仲六郷三丁目及び 仲六郷四丁目各地内	特別工業地区	指定なし	約 ha 0.1	